

平成28年度 定期監査結果報告書

1 監査の実施期間

平成28年11月28日から平成28年12月7日までの内8日間

2 監査の対象部局

全ての部及び部外局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 事業管理・財務事務等

監査の範囲 平成28年度「今年のごと」掲載事業の執行状況及び平成28年4月1日から10月31日までに執行された事務事業等

4 監査の目的、着眼点及び方法

各部課等が分掌する事務・事業が関係法令に従って適切、かつ、効率的に執行されているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

5 監査の結果

監査の結果について、事業の執行及び事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 規程・要綱の遵守について

- ① 本監査に当たり、提示を求めた「簿冊台帳」(別海町事務取扱規程第45条関係)が多く部署で作成されていないことが確認された。また、保存年限満了に伴う文書の処分(第46条関係)に関しては一部で編纂文書の分類、保存年限の記載が無いものや、決裁区分の誤りが確認された外、長年処分を実施していない事例も見受けられたので、規定に基づき適正に執行されるよう改善されたい。

なお、「簿冊台帳」については「文書目録公開システム」で機能及び目的を補完できる旨の意見もあり、事務の効率化に繋がるとすれば、規程の見直しについても検討されたい。

- ② 上記①と同様に提示を求めた交際費及び食糧費の「予算執行伺簿」については、「別海町交際費・食糧費事務取扱要綱」(平成22年4月1日施行)の規定と異なる様式を用いている事例が見受けられた。

条例や規則・規程の改正等には注意を払い、常に現行規定に則した執行となるよう改善されたい。

(2) 有給休暇の積極的な取得について

国（厚生労働省所管）では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」実現のための「行動指針」を策定しており、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」の項目では年次有給休暇取得率目標を2020年（平成32年）までに70%と定めている。

今年度監査を実施した部署における年次休暇の平均取得率は、国が平成20年に調査した全国平均47.4%とほぼ同率の47.3%であったが、部署間のバラつきが大きく、最低では25.3%の取得率にとどまっている。

部課長等にあっては、職員が休暇を取得しやすい環境の整備に努めることは勿論であるが、取得困難な場合は、その事由を明確化すると共に全庁的な検討の下、年次休暇取得の向上に努められたい。

(3) 内部統制について

平成27年度の定期監査で改善を求めた、週休日の振替に伴い生じた時間外勤務への手当支給（別海町職員の給与に関する条例第11条第4項関係）については、平成28年6月1日付総務部長名で全課に詳細な内容で通知されたところであるが、通知の未確認または内容の理解不足等の理由で未だ執行されていない部署が散見された。

管理監督者からの指示等が確実に実行されない現状は、内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況にあるので徹底を図られたい。

今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

平成29年1月27日

別海町監査委員 志賀正章

別海町監査委員 田村秀男

別海町監査委員 森本一夫